〇政府による『学生支援緊急給付金』

新型コロナウイルス感染拡大による影響で、経済的困難な状況に陥っている家庭から自立した学生等が、学びを継続できるよう、国の「学生支援緊急給付金給付事業」が実施されます。

給付を受けるにあたり、必要となる条件が複数ありますので、「申請の手引き」を熟読してご自身が該当するかどうか確認し、申請してください。

【支給額】

・10 万円（住民税非課税世帯の人は 20 万円）

【提出書類】

・学生支援緊急給付金申請書【様式１】
・学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書【様式２】
・預貯金通帳の写し、アパート等の賃貸借契約書の写し、アルバイト先からの給与明細（減額前、減額後）、住民税非課税証明書等

【参考：文部科学省 HP】

・https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html

【申請期限】2020 年 6 月 5 日（金）持参、郵送とも 16：00 必着

【注意事項】

・ご不明な点は、下記の「問合せ先」まで問い合わせてください。
・虚偽の内容で申請したことが判明した場合、後日奨学金を返還していただく可能性があります。虚偽の申請は絶対にしないでください。
・給付金の支給の決定については特に通知しません。口座への振込みをもって、支給決定の通知に代えます。

【提出先及び問合せ先】

（郵送先）〒400-8510
甲府市武田 4-4-37
山梨大学教学支援部学生支援課奨学支援グループ

（持参先）
総合研究棟２Ｆ　学生支援課 5 番窓口（甲府キャンパス）
管理棟１Ｆ　学務課窓口（医学部キャンパス）

（問合せ先）
Email：shogaku@yamanashi.ac.jp
※問合せはメールにて受付け、電話での問合せは受付けません。